

記者発表資料

平成29年4月17日

教育庁スポーツ健康課・学校安全体育班

担当：松崎（内線）3667

## 高校生の登山活動について

平成29年3月27日に、栃木県高等学校体育連盟が主催する講習会において高等学校の教員及び生徒が雪崩に巻き込まれ、8人が犠牲になるという大変痛ましい事故が発生したことを受け、県教育委員会と県高等学校体育連盟登山専門部とで話し合いを行い、下記3点について確認し、県高等学校体育連盟登山専門部において「4月下旬以降に春山登山を行う際の留意事項」を作成した。

これを受けて、本日付けで県教育委員会から各県立高等学校に対し、安全に十分留意して登山活動を行うよう通知文書を発出した。

また、私立高等学校に対しては、総務部から同様の通知を行った。

### 1 冬山・春山登山の在り方について

今後、国が全国調査結果及び栃木県教育委員会の事故報告書に基づいて有識者会議により策定する安全対策（国通知）を受けて、県通知を行う予定。

県高等学校体育連盟登山専門部においては、国通知を受けて本県の気候や山の状況に応じた具体的な安全対策を立案する予定。

### 2 高校総体（6月上旬）の実施基準について

今後、全国高等学校体育連盟登山専門部において、南東北インターハイの実施基準及び各都道府県予選の実施基準について再確認がなされるので、その通知に従うこと。

### 3 今年4月下旬から6月初旬の登山について

県高等学校体育連盟登山専門部が作成した「4月下旬以降に春山登山を行う際の留意事項」及び、平成29年4月12日付けの「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知を踏まえ、安全を確保すること。

## 4月下旬以降に春山登山を行う際の留意事項

宮城県高等学校体育連盟登山専門部

### 1 春山の危険性を常に認識すること

- 融雪期においては、厳冬期と異なり表層雪崩の発生は少なくなるが、降雨後や気温が上昇した後に積雪全体が滑る全層雪崩の発生が多くなる。
- 雪庇（山の尾根から雪が張り出す現象）やクラック（斜面に雪の裂け目が現れる現象）の上を歩くことは滑落につながる大変危険な行為である。
- 融雪に伴う落石も、春山における危険性のひとつである。

### 2 山行計画の立案

- 事前に山の地形や気象条件についての情報収集をし、雪崩や滑落の危険がない山域・コースにおける山行計画を立案すること。

### 3 山行届の提出

- 山行の前に、県教育委員会スポーツ健康課、県警察本部地域部地域課、県高体連事務局・登山専門部事務局に「山行届」を提出すること。

### 4 気象等に関する情報の収集

- 気象庁による注意報・警報等の情報には、入山前・入山後とも十分に注意する。

### 5 山中における行動の判断

- 残雪がある山で活動する場合は、雪崩や融雪による落石が起きない山域で活動するとともに、雪庇やクラックのないコースを歩かせること。
- 残雪の上を歩く際は、スリップ等に十分注意をすること。
- コース逸脱、予定遅れ、天候の急変時などの際は、山行を中止し安全に引き返すこと。

### 6 万が一のために備えておくこと

- 応急処置のための知識と医療品・器具を整えること。
- 緊急時の連絡手段を用意すること。（携帯電話・無線）
- 気象通報や雪崩に対する知識、心構え、装備を調えること。（ラジオ・ビーコン等）

※ このほか、平成28年12月13日付けス第600号で通知した「冬山登山の警告」を参照のこと。

ス 号 外  
平成 29 年 4 月 17 日

各県立高等学校長 殿

スポーツ健康課長  
( 公 印 省 略 )

春から夏にかけての登山活動について (通知)

このことについて、先月、栃木県高等学校体育連盟が主催する講習会において高等学校の教員及び生徒が雪崩に巻き込まれ 8 人が犠牲になるという大変痛ましい事故が発生したことを受け、県教育委員会と県高等学校体育連盟登山専門部とで話し合いを行い、県高等学校体育連盟登山専門部において別添のような「4 月下旬以降に春山登山を行う際の留意事項」を作成しました。

つきましては、上記留意事項及び、平成 29 年 4 月 12 日付けの「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知を踏まえ、安全に留意して登山活動を行うようお願いいたします。

なお、冬山・春山登山の在り方については、今後、国が全国調査結果及び栃木県教育委員会の事故報告書に基づいて有識者会議により策定する安全対策 (国通知) を受けて、県通知を行う予定であり、県高等学校体育連盟においても国通知を受けて本県の気候や山の状況に応じた具体的な安全対策を立案する予定です。

また、高校総体 (6 月上旬) の実施基準については、全国高等学校体育連盟登山専門部において、南東北インターハイの実施基準及び各都道府県予選の実施基準の再確認がなされるので、その通知に従うようお願いいたします。

担当：スポーツ健康課  
学校安全体育班 松崎  
TEL:022-211-3667  
FAX:022-211-3796

(職員ポータルメッセージ施行)

総 第 1 5 号

平成29年4月12日

本庁各課(室)長  
各地方機関の長  
各教育機関の長 } 殿

教 育 長  
(公印省略)

融雪出水期における防災態勢の強化について(通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省初等中等教育局健康教育・食育課長及びスポーツ庁健康スポーツ課長から通知がありましたので承知願います。

なお、指定都市を除く各市町村教育委員会には、別に通知しています。

担 当 : 総務課広報調整班 浅川  
電 話 : 022-211-3614  
無 線 : 7-220-8-3614  
F A X : 022-211-3699  
メー ル : kyoikgp@pref.miyagi.lg.jp



**【担当】**

施設企画課 防災推進室 防災調整係  
電話 03-5253-4111 (内2290)

<通学路の安全対策, 安全教育に関する事>  
健康教育・食育課 防災教育係  
電話 03-5253-4111 (内2670)

<冬山登山の事故防止に関する事>  
健康スポーツ課  
電話 03-5253-4111 (内3939)



写

府政防第 421 号  
平成 29 年 3 月 29 日

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）  
参事官（普及啓発・連携担当）



### 融雪出水期における防災態勢の強化について（通知）

融雪出水期における雪崩等への警戒避難態勢の強化については、既に「融雪出水期における防災態勢の強化について」（平成 29 年 3 月 8 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって、防災態勢の一層の強化をお願いしたところです。今般、栃木県那須町において、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれ、8 名が亡くなり、40 名が負傷するなどの被害が発生しました。

関係機関におかれましては、先般発出した「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知の主旨を踏まえ、下記について特に徹底を図るとともに、貴管下関係機関に改めて周知し、万全を期していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、雪崩等の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS 等）等により提供された情報を活用し情報の伝達に当たっては、多様な情報伝達手段を組み合わせて活用し、住民等に早い段階から確実に伝達すること。

#### 2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

#### 3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等について

は、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

#### 4. 災害即応態勢の確立

雪崩等による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。

また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

以上

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（普及啓発・連携担当）付

担当：山口、田村

電話：03-3502-6984

FAX：03-3581-7510